



など当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは、当社所定の方法により告知します。

#### **第29条 規定の変更**

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### **第30条 準拠法および管轄裁判所**

1. 本規定の準拠法は日本法とします。
2. 本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上  
(2020年3月16日改定)